

# 財 産

地方自治法が定める普通地方公共団体の財産は、①公有財産、②物品、③債権、④基金の 4 種です（地方自治法第 237 条第 1 項）。

## 1 公 有 財 産

公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち、基金に属するものを除いたものをいいます（地方自治法第 238 条第 1 項）。

公有財産をその性質により大別すると、不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券、出資による権利及び財産の信託の受益権に区分することができます。

公有財産は、行政財産と普通財産とに分類されます（地方自治法第 238 条第 3 項、第 4 項）。

- ・行政財産 地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産
- ・普通財産 行政財産以外の一切の公有財産

管理手続等が各々規定され、どちらに属するかによって取扱いが異なります。

## 2 物 品

物品とは、次に掲げるものをいいます（地方自治法第 239 条）。

(1) 普通地方公共団体の所有に属する動産で、次に掲げるものを除いたもの

- ア 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- イ 公有財産に属するもの
- ウ 基金に属するもの

(2) 普通地方公共団体の所有には属さないが、使用のために保管する動産

例：借り入れた物品など

## 3 債 権

債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいいます（地方自治法第 240 条）。

普通地方公共団体の債権とは、普通地方公共団体が、当該普通地方公共団体以外の者に対して金銭の給付を請求する権利であり、法律等の規定に基づく分担金、使用料、手数料等（いわゆる公法上の収入）や、契約に基づく物件の売払代金、貸付金の償還金等（私法上の収入）の債権のほか、歳出金の過誤払による返還金債権など、各種のものがああります。

## 4 基 金

基金とは、普通地方公共団体が、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、当該普通地方公共団体が条例で定めた上で設ける資金又は財産をいいます（地方自治法第 241 条）。

普通地方公共団体が、特定の目的のために必要とする財源を確保するために、資金を積み立てたり、財産を保有する場合は、条例（北海道〇〇〇基金条例）を定めて「基金」を設けなければなりません。

## 5 財産の管理等

普通地方公共団体の財産については、原則として次のような行為は禁止されています。

- (1) 交換すること
- (2) 出資の目的とすること
- (3) 支払の手段として使用すること
- (4) 適正な対価なくして譲渡し、又は貸し付けすること

ただし、当該普通地方公共団体の条例で定めた場合は、その範囲内において、また、個別の事例について議会の議決を得た場合は、当該事例についてのみ（1）から（4）の行為を行うことができます（地方自治法第 237 条第 2 項）。

なお、北海道においては、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を設け、（1）から（4）に掲げる行為ができる範囲を定めています。

普通地方公共団体の財産のうち、公有財産の管理等については、公有財産の性質上、特に地方自治法に規定を設け、その取扱いが示されていますが、これらの規定に抵触する行為をすることは許されないので注意を要します（地方自治法第 238 条の 3、第 238 条の 4、第 238 条の 5 及び同施行令第 169 条から第 169 条の 6）。